

平成27年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成27年6月11日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成27年6月11日 午前9時00分 委員長宣告
4. 協議事項
 1. 出資法人の経営状況の説明について
 - (1) 可児道の駅株式会社の事業報告について
 2. 付託案件
 - 請願第4号 平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案に反対する請願
 - 陳情第3号 「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書」の採択を求める陳情
 - 議案第40号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第41号 中部圏都市開発区域の指定に伴う可児市固定資産税の不均一課税に関する条例及び農村地域工業等導入促進法に係る可児市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
 - 議案第44号 可児市及び可児郡兼山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書を変更する条例の制定について
 3. 各部における条例の制定・改正予定または新規事業等について（報告）
 - (1) 可児市債権管理条例の制定
 - (2) 総合計画後期基本計画の策定について
 - (3) 可児市人口ビジョン及び可児市総合戦略の策定について
 - (4) 新可児市まちづくりビジョン（新市建設計画）の改定について
 - (5) 平成27年国勢調査の実施について
- 続1. 出資法人の経営状況の説明について
 - (2) 報告第6号 平成26年度可児市土地開発公社事業報告及び決算書
平成27年度可児市土地開発公社事業計画書及び予算書
4. 委員会質疑
 - (1) H26年から御嵩町内の垂炭鉱跡での防災対策にかかわり県予算下で44億の埋め戻し対策がやられている。この件で研究、検討会が行われていると聞くが、議論の内容と「可児市担当委員会」の対応について報告を求める。
5. 報告事項 花フェスタぎふ2015 現状報告について
6. その他
 - (1) 次期委員会への引き継ぎ事項について

5. 出席委員 (6名)

委員 長	川 合 敏 己	副 委員 長	伊 藤 壽
委員	亀 谷 光	委員	伊 藤 健 二
委員	川 上 文 浩	委員	勝 野 正 規

6. 欠席委員 なし

7. 欠員 2名

8. 参考人

可児道の駅株式会社	支配 人	中 島 俊 司
	駅 長	瀬 瀬 直 樹

請願第4号	請 願 者	玉 置 隆 雄
-------	-------	---------

9. 説明のため出席した者の職氏名

市長公室長	前 田 伸 寿	企画部長	佐 藤 誠
議会事務局長	吉 田 隆 司	総務部長	平 田 稔
観光経済部長	牛 江 宏	広報課長	尾 関 邦 彦
総合政策課長	瀬 瀬 新 吾	管財検査課長	吉 田 順 彦
市民課長	山 口 功	税務課長	大 澤 勇 雄
収納課長	鈴 木 広 行	経済政策課長	宮 崎 卓 也
観光交流課長	坪 内 豊	産業振興課長	桜 井 孝 治
議会総務課長	松 倉 良 典	会計課長	安 藤 千 秋
農業委員会 事務局課長	堀 部 建 樹		

10. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	小 池 祐 功	議会事務局 書記	村 田 陽 子
-------------	---------	-------------	---------

開会 午前9時00分

○委員長（川合敏己君） それでは、定刻前でございますけれども、既に皆さんおそろいでございます。

ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、4月に組織の再編と人事異動がありましたので、総務企画委員と新任部長・課長の皆さんに、それぞれ一言御挨拶をいただきたいと思っております。

それでは、私のほうから御挨拶させていただきます。総務企画委員会の委員長をしております川合敏己です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副委員長（伊藤 壽君） 総務企画委員会の副委員長をさせていただきます伊藤壽です。

○委員（伊藤健二君） 委員の伊藤健二です。

○委員（勝野正規君） 委員の勝野正規です。

○委員（亀谷 光君） 委員の亀谷光です。

○委員（川上文浩君） 委員の川上文浩です。

○市長公室長（前田伸寿君） 市長公室長兼秘書課長の前田伸寿です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務部長（平田 稔君） おはようございます。総務部長の平田です。よろしくお願ひします。

○企画部長（佐藤 誠君） おはようございます。企画部長の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○観光経済部長（牛江 宏君） 観光経済部長の牛江です。よろしくお願ひします。

○会計課長（安藤千秋君） 会計管理者兼会計課長の安藤と申します。よろしくお願ひします。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 総合政策課長の瀬瀬です。よろしくお願ひいたします。

○経済政策課長（宮崎卓也君） 経済政策課長の宮崎です。よろしくお願ひいたします。

○収納課長（鈴木広行君） おはようございます。新任の収納課長の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

○市民課長（山口 功君） 市民課長の山口です。よろしくお願ひします。

○広報課長（尾関邦彦君） おはようございます。新任の広報課長の尾関です。よろしくお願ひします。

○観光交流課長（坪内 豊君） 観光交流課長の坪内です。よろしくお願ひします。

○管財検査課長（吉田順彦君） おはようございます。管財検査課長の吉田です。よろしくお願ひします。

○産業振興課長（桜井孝治君） 産業振興課長の桜井です。

○農業委員会事務局課長（堀部建樹君） 農業委員会事務局課長の堀部です。

○委員長（川合敏己君） それでは、次の議事につきましては参考人及び担当部課長のみで協議を行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事の都合上、席次変更のため暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時02分

再開 午前 9 時03分

○委員長（川合敏己君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

これより議事に入ります。

まず、1. 出資法人の経営状況の説明について、可児道の駅株式会社の実業報告についてを議題といたします。

本日は、可児道の駅株式会社事業及び決算報告をしていただくために、参考人として可児道の駅株式会社より可児道の駅支配人 中島俊司様、それから駅長の瀬瀬直樹様に御出席をいただいております。今回は、説明と質疑、合わせて約25分ほどを予定していますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告をお願いいたします。

○可児道の駅株式会社支配人（中島俊司君） 皆様、ただいま御紹介いただきました、私、可児道の駅株式会社支配人を務めさせていただいております中島でございます。

本日はこのような機会でご手前どもの事業の報告をさせていただくこと、またそれに対しさまざまな視点からアドバイス等をいただける機会をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

全体の概要について、お手元に資料をお配りさせていただいているかと思っております。見ていただいたとおりでございますので、ポイントを絞って、私のほうから事業全体の報告、駅長の瀬瀬のほうから活動の報告を、かいつまんだ報告をさせていただきたいと思っております。

昨年度は、手前ども可児道の駅可児ッテ、店をオープンしまして4年半を迎えたということでございます。

ことは5周年、5年目の事業、オープン以来の店の活動としましては5年目を迎えるという、非常に節目といいいますか、少し手前どももいろんなことを考えていく必要があるなあと思っているところでございます。

業績等の報告に移らせていただきますが、資料、お配りをさせていただいた事業報告の2ページ目なのですが、上の(2)のところでございますが、これ、数字が実は消費税込みの数字で取りまとめておりますので、決算書、もしくはその下の(5)の数字と売上げが若干ずれておりますのはそのようなことでございます。(2)に関しましては、売上比率等の参考に見ていただければよろしいかなあというふうに思っております。

業績数字としますと、一番下の(5)のところを見ていただきます。平成27年2月期、今回の決算期でございますけれども、売上高3億7,368万4,000円、経常利益が1,990万円、平成27年2月期時点の純資産が6,414万1,000円ということです。可児市の皆様の御支援をいただきまして、また市民の皆様から御愛顧をいただいた結果がこのような結果として業績を残すことができたということであると、非常に感謝を申し上げます。

また、雇用の状況も、(4)にあるとおりに前期とほぼ変わらない、若干男性・女性の配分が

変わってはおりますけれども、変わらない、可児市民の雇用、また全体の雇用ということでやらせていただいております。

1点、(2)のところの各部門ごとの業績のところでございます。おかげさまで、全体的に業績的には伸ばさせていただいておりますが、一部、見ていただいたとおり、キッチンのところが若干苦戦をしておるのが実情でございます。これは2点でございます。

ポイントとしますと、政策的に伸びているところが内部で調理をいたしましたスイーツ、これは主にジェラートでございますが、そちらと、あとはお弁当類を政策的に、ランチタイム等非常に混むものですから、少しそれを緩和しながら、外で食べていただくような形で、お弁当類を強化させていただいています。そちらのほうに関しては伸びています。これは政策的にやったことが成果につながっていると思っておりますが、モーニングとランチが少し苦戦をしているのがこの結果になっております。

モーニングに関しましては、オープン以来ずっと取り組んでまいりまして、朝7時半からの営業ですとやってきたんですけれども、なかなか朝のお客様の集客が思うように手前どもが伸ばせずに、経営的に若干どうしても経費、人件費の部分で圧迫をしてきていた経過がございます。そのところ、経営的な判断でランチのスタート時間を1時間おくらせておりますので、そのことがこの数字に出てきているかなあというふうに考えております。

あと、ランチのほうでございますが、こちらのほうもメニュー開発をオープン以来、名物料理になるようなものをということでしてきておりますが、まだまだそのところが定まっておらないというのが実情です。それと、設備的にどうしてもイートイン的な設備の構造になっておりますので、それとメニューの価格構成が少しギャップがあるかなあということをごここに来て感じております。そのところを、ことし5周年を迎えて、今課題として取り組んでいるという状況でございます。

これが、今このキッチンの昨年度対比で97%という数字の背景となっていると思っております。あと細かい数字等は、中をまた見ていただければ、御質問等をいただければお答えをさせていただきます。

今年度は、先ほどお話ししたとおり、開業5周年ということでございます。9月に5周年の創業祭を開催するつもりでございますが、ことしはシルバーウィークということで非常に長い連休がある年でございますので、そこにスケジュールをあわせて計画をしたいなあというふうに考えております。

中の具体的な計画に対してはこれから立案をしていくところでございますので、またぜひ皆様からアドバイスをいただければ、またそれも参考にしながら検討させていただきたいと思っておりますし、また設備的にも少し補修をしなきゃいけないところ、若干手を加えて、もう少しお客様の利便性を高めたいところが幾つか出てきておりまして、昨年からは実は検討しておりますが、さまざまな費用対効果のところ等も考えながら、ことし、今まだ練っているところがございます。今年度中には方向性を決めながら、少し設備の補修、それとこれから先の年度に向かっての設備投資を検討しながら進めておるところでございます。そのよう

に御理解をいただければと思います。

それでは続きまして、今度は駅長のほうから活動報告ということで、かいつまんで報告をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○可児道の駅株式会社駅長（瀨瀨直樹君） 道の駅可児ッテ駅長をさせていただいております瀨瀨直樹と申します。よろしくお願ひいたします。

活動報告の1番から4番、かいつまんで御説明をさせていただきます。

1番の部分で、イベント、会議、視察等という部分ですが、平成26年3月の観光協会様の鳩吹山かたくり祭り、こちらを初めといたしまして、商品協力という形で経済政策課様のほうに販売をしていただいておりますけれども、商品協力というのを年間を通じてさせていただいております。

それと、4月に行われました可児市産業見学ツアーということで、こちらは10月にも行われましたが、こちらにお越しいただいております。

それから、11月に愛知東農協様、それから平成27年2月に新城道の駅の方の来店視察という形を受け入れさせていただいております。

次に、2番の催事でございますが、年間を通じて5月のハッピーゴールデンウィーク、それから9月の大感謝祭、それから11月の大収穫祭という形で、節目節目で季節ごとに旬を取り込んだ形の催事を開催させていただいております。特にことしは5周年ということで、こちらにも力を入れて取り組んでまいりたいというふうに思っております。特に催事に関しましては、地域の特産であります里芋ですとか、サンマ御飯、「さよりめし」ですね、こういったものを切り口にして、可児市ならではの、可児市をアピールするというところで、取り組んでまいりました。

次に、3番の各種メディア関係というところですが、こちらはテレビ、ラジオ、それからフリーペーパー、それからレジャーガイド等に掲載、放映をさせていただいております。集客のほうにもかなり貢献をしております。特にテレビにつきましては、幾つかのテレビ局のほうに扱っていただいております。この際は、里芋と、それからサンマ御飯「さよりめし」というところを、特に私どものほうからもアピールをして、取り上げていただいております。ような次第でございます。

次に、4番のその他という部分ですが、地元の生産者様のほうに青果物を出荷いただいておりますが、昨年度126名の生産者の方に出荷をいただきました。うち可児市在住の生産者の方が49名、約39%ということで、昨年比べて11名ふえておるような次第でございます。特に里芋の生産者の方がふえております。

催事につきましては、先ほどのテレビでも扱っていただきましたサンマ御飯「さよりめし」のPRですとか、里芋汁の振る舞いなど、地域性を出した形の催事に取り組んできました。

青果物につきましては、里芋、それからあと、この地域、ナスが非常に生産量が多々ございますので、この量と質の向上というところに取り組んでまいりました。

物販につきましても、特に地元の和菓子というところを中心に、加工品を積極的に品ぞろえをしてまいりました。

飲食につきましても、前出の「さよりめし」、これを弁当という形で、サンマのおいしい8月から12月というところの季節に販売をして、PRをしてまいりました。

簡単ではございますが、以上が活動報告でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは次に、ただいまの報告に対する質疑を行いたいと思います。

なお、参考人の方に申し上げます。まず答弁をする際に挙手をいただいて、委員長が指名しますので、その後に着席のままで、また御答弁をお願いいたします。

それでは、質疑を行いたいと思います。

質疑のある委員は、よろしくお願ひいたします。

○委員（川上文浩君） 6期目になった事業報告書を見させていただきまして、前も申し上げたんですけど、決して恵まれた場所でもないのに御努力の上でこれだけの利益を上げられて、順調に推移しているということがわかって非常にいいのかなあというふうに思っておりますし、活動報告の中で、「さよりめし」等、可児市の文化についても道の駅で取り扱っていただいております。ありがたいなあと思うところがありますし、「さよりめし」は広見山岸地区のいろいろな伝統、流れの中でも出たということがありますので、そういったところでどんどんこれからも可児の魅力を発信する場所として御努力いただければというふうに思います。

質問ではありませんので、今後さらに頑張っていただければというふうに思います。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等がございましたら。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ほかに発言がございませんので、以上で質疑を終わらせていただきます。

可児道の駅の皆さん、本当にきょうはありがとうございました。

それでは、議事の都合上、席次変更のため暫時休憩といたします。

休憩 午前9時18分

再開 午前9時28分

○委員長（川合敏己君） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

付託案件に入ります。

可児市議会基本条例第12条に規定する自由討議を希望される場合は、委員長に対して自由討議を求める動議を行ってください。委員会に諮り、賛同される委員がいらっしゃれば自由討議を行いたいと思います。

それでは、請願第4号 平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案に反対する請願についてを議題といたします。

本日は、5月27日開催の総務企画委員会で承認をいただいたとおり、請願審査のために請願者の玉置隆雄さんに参考人として御出席いただきました。

参考人の方に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中を参考人としてお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、この後、10分以内を目安に玉置さんより御意見を述べていただいた後、委員より質疑をさせていただきますので、お答えいただきますようよろしくお願いをいたします。

なお、念のため申し上げますが、参考人の方は委員長の許可を得て発言されるようお願いをいたします。

また、参考人の方は委員に対し質疑することはできないことになっていますので御了承ください。

それでは、事務局に請願の朗読をさせます。お願いします。

○議会事務局書記（小池祐功君） それでは、朗読いたします。

平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案に反対する請願。

平成27年5月18日、可児市議会議長様。

請願者、可児市菅刈815、玉置隆雄。紹介議員、伊藤健二、富田牧子。

趣旨、戦後70年のことし、私たちはさきの大戦から何を学んだのか、我が国はもとより他国に対しても多くの犠牲者を出し、今もその傷跡は残されています。

戦争の悲惨さとむなしさを、大きな犠牲の中で学んだのではなかったでしょうか。そして、世界に誇れる平和憲法が制定され、自由と平和がもたらされました。

こうした中で昨年7月に安倍政権によって集団的自衛権行使の閣議決定がなされ、今国会にその法制化のための法案が出されました。

こうしたことは平和憲法を持つ我が国では許されるものではありません。

憲法を解釈で時の政権が変更することは、それ自体が憲法違反です。

戦後70年戦争しない国日本として、戦争による犠牲者を一人も出さずに来たことは、世界に誇れるものであると同時に、世界から信頼を得ることにもなったのです。

今回の法制化は、戦争をしない国から戦争をする国への大きな転換です。こうした国の将来を決める重要な法案を、一括審議することが国民の利益と安全を確保するとは考えられません。法案の取り下げを強く要望し、可児市議会の皆様にも御検討の上、政府への意見書提出などをお願いします。

項目①平和安全法制整備法案に反対し、一括審議は取りやめ、個別法の審議を徹底すること。

②国際平和支援法案に反対すること。

以上です。

○委員長（川合敏己君） それでは、参考人の御意見をお伺いしたいと思います。

玉置さん、よろしく願いいたします。

○参考人（玉置隆雄君） おはようございます。

まず最初に、先ほど事務局のほうへ、私の請願に当たってということで資料を渡しましたので、それを読みながらというんですか、補足を加えて意見を述べたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず最初に、この請願提出に当たって、可児市議会の委員の皆さんが御意見を聞いてくださるということに対して、まず御礼を申し上げます。

それから、私は、昨年、この趣旨にも書いてありますが、集団的自衛権に関する閣議決定がされた際にも請願書を提出しました。その際には、私の請願は、趣旨がどうもいけないとかいう話で残念ながら不採択になりましたけれども、可児市議会の皆様の非常に真摯な審議の中で、意見書というものをいただきました。きょう、私もその意見書を持ってまいりましたが、その内容を見ますと、私の趣旨と全く変わらないというふうに思います。素晴らしいものだと思いますので、こういうことをしていただいたということで御礼を申し上げたいと思います。

さて、今回の平和安全法制整備法案という、名前は安全という言葉とか、平和という言葉がいっぱいついていますが、率直に言って、危険な戦争立法ではないかというふうに私は思っています。国際平和支援法は、集団的自衛権の行使のための法案であります。しかも、今回の法案は2項目に分けて、1項目めの中には10項目の法案が含まれています。この法案の一つ一つが本当に重要な法案だと思うんですね。ですから、切り分けてでも、一国会でも十分論議をして、国民の信頼を得ながら採決していく、討議をしていくということが非常に大事なのが、ある意味では、はっきり言って結論ありきというのか、今国会で成立をさせようという、非常に暴挙だと私は思います。よく見ていただくとわかると思いますが、御存じだと思いますので内容は言いませんけれども、10項目の中で一つも、これはそう大したことがないなというのは全くないと思いますね。そういう点でも非常に暴挙であるというふうに考えております。ですから、そういうことをまずなくすと、一つ一つをしっかりと論議して、今国会だけではなく、国民にも多く意見を聞きながらやっていくということが非常に大事ではないかと思えます。

そして、先般、資料、お手元にあるかもしれませんが、今国会の参考人ですね、自由民主党、公明党の与党の推薦した参考人も、もちろん野党の推薦もありますけれども、3人の方々がいずれもこれは違憲だということを表明しているわけですね。いわゆる小泉内閣のときにいろいろ解釈改憲をして海外派遣をしたわけですが、そのときでもいわゆる専守防衛というのが第一番にあって、他国で戦争をするということはやっぱりできないという解釈でずうっと来たわけですよ。それが、今回、やっぱり集団的自衛権ということで、よその国へ出かけて行って武力をもって戦争をするという、これは日本の針路に対する大転換だと思うんですね。

こんなことを、今国会、会期を延長するというような話もあるみたいですけど、そんなものを今国会で通してしまうと、これは本当に私は怒りをもって訴えたいと思うんですね。必

ず廃案にしてほしい。取り下げをする。こういうことは、最近、新聞だとか報道で見ますと、何か自由民主党の議員の中からでも、ちょっと拙速過ぎるとか、そういう意見も出ているようですが、やはり最終的には会期を延長してでも成立させようという意図がありありですね。そういうことは全くまかりならんというふうに思います。

それから、戦後70年守ってきた専守防衛を、海外で戦争をする集団的自衛権行使は、憲法違反は明らかです。これは私が言うわけでなく、やっぱり憲法学者でもそういう意見を述べているわけですから、もう少し国民世論の声を聞いてほしいというふうに思います。

安倍首相は日本の国民の生命・財産を守るためだと言っていますが、歴代の自由民主党政府でも踏み込まなかった非戦闘地域をも取り外し、武力を行使できるようにする、そういう法案を出してきたわけですね。このような法案が成立すれば、私たちの息子や孫たちですね、将来を担う若者が真っ先に戦場に送られることとなります。そして、その先頭に立つのが自衛隊の皆さんです。この人たちが戦場に送られ、犠牲になることは、火を見るより明らかな、目に見えるように思います。

それから、一政府の解釈で憲法を変えていくと、ないがしろにしていくと、こういうことは許されるものではありません。私たち戦後の日本は、平和憲法の9条があったからこそ、平和を守り、そして復興を遂げてきたと、こういうふうに思います。憲法そのものは、いわゆる国民が担う義務ではない。これは集団的自衛権の際にも、私、そう述べましたけれども、これは政府が担うものです。政府に縛りをつけるものなんです。ですから、今度の法案というものは、ある意味では提出してはならない、こういうふうに強く思います。私たちの子供や孫たちを再び戦場に行かせてはなりません。

最後に、ぜひとも請願の趣旨に御賛同くださることをお願いし、政府に対しても、先回のような強い廃案の意思を持った意見書などを可児市議会として働きかけをお願いして、意見を終わります。ありがとうございました。

○委員長（川合敏己君） 玉置さん、ありがとうございました。

それでは、紹介議員であります伊藤健二委員が総務企画委員会にお見えになりますので、補足説明がございましたら発言をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） それでは、私、伊藤健二のほうから補足をさせていただきます。

この安全保障法案の問題の本質は、ただいま請願人が述べたとおり、日本国憲法第9条を解釈改憲して、実質この憲法第9条を壊して、日本と世界で、すなわち地球的規模で、日本が今後戦争をする国になってしまう、するか否かという問題であります。

この間、国民の声は、また国民の民意は、この定例会本会議の開会日に紹介提案をいたしましたとおり、6割から7割の国民が世論調査等では反対の声を上げております。また、その後の読売新聞や朝日、共同通信等の報道などを見ましても、今国会で強行成立をさせる、そうした法案成立はさせるべきではない、するべきではないという声が8割にも達するという状況となっております。

この間、国会で憲法に関する議論や特別委員会での審査が進められております。まさしく

日がわりのようにさまざまなことが次から次へと起きてきますが、その中で、先ほど請願人が触れられましたけれども、衆議院の憲法審査会で3名の著名な憲法学者の方々、早稲田大学教授の長谷部さんや慶応大学名誉教授の小林節さんなど、3名の方であります。6月4日の憲法審査会で、この安全保障法案はまさに憲法違反だと宣告をされました。論点は3方それぞれありますが、結論としては今国会で審議中の法案が憲法に違反するということ述べたということです。これは政権にとっては大変な衝撃だったと思います。

ですから、一昨日6月9日に、政府は改めて政府見解なるものを発表しております。きょうはその個々の検討をするわけではありませんのでコピーを用意しておりませんが、中日新聞の政府見解要旨を持ってきました。要約をすると、1959年12月の最高裁判決、いわゆる砂川判決だとか、武力一体化を回避する措置、歯どめがあるだとかの弁明をこれまでと同じ理屈でこね回している状態ですが、その後も、砂川裁判について言えば、こうした最高裁判決は、集団的自衛権の行使を認めたなどという論理は、法曹界では全然破綻を失ってしまっていて、確定的になっている話であります。これを蒸し返すようにして、何十年もさかのぼって持ち出してくるということ自体が、何ら政府の主張に正当性も論理性も法的安定性もないということのみずから示してしまったのではないかと、私は言わざるを得ません。

この話と前後をして、防衛大臣に至っては、中谷氏であります。憲法を安全保障法案に適用させるとまで口が滑って言ってしまいました。これは、簡単に言えば、立憲主義である、先ほど請願人がおっしゃった、憲法は政府を縛るものだという、その縛りの中で政府が法律を提起し、法律をつくって、国会の承認を得て政治を行う、これが法治主義であります。つまり、国民主権という点からも、それから立憲主義という基本点からも、全くひっくり返った、180度逆立ちをした論理を進めてしまった。ですから、当然、その後の批判を浴びまして、いや実はそういう意味じゃなくて、法案のほうを憲法のもとで成り立たせるための説明だったという言いわけをしましたが、それは通りません。ついに6月9日、中谷大臣のこの発言は撤回、取り消しと、言わなかったことにしてくれという話になったわけがあります。

しかし、またけさの新聞を見ますと、この憲法解釈については、時代とともに変わり得るんで、時代で判断をすると、再変更もあり得るといような話をまたしました。結局、この大臣は、この安全保障法案の管轄大臣として極めて責任が重いわけですが、時の政府、時の政権の御都合で、基本法たる日本国憲法を勝手に解釈をするとも言えないことのないやり方をしている、本当に資格があるのかということに思います。

ということで、請願人が述べた点を補足して、今この問題については重大な局面に差し加かっており、違憲が明らかになった以上、これはやっぱり請願人のおっしゃるとおり、違憲という点を認めて、何らかの行動をとるべきだと私は思います。以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、参考人に対する質疑を行いたいと思います。質疑のある方はお願いいたします。

○委員（川上文浩君） 玉置さんにちょっとお聞きしたい。

流れで先ほど御説明ありましたように、可児市議会は平成26年6月26日に意見書を提出し

ています。その内容は先ほどおっしゃったとおり、集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関して国民的議論を抜きに政府に憲法解釈の変更をなさないよう強く要望するという内容でありました。

これを提出して、その後、昨年度の7月1日に閣議決定されたわけですね。その後に、衆議院の解散がありました。この結果、自由民主党・公明党、今の政府ですね。66.8%という議席を獲得したわけですが、この結果についてどのように思われますか。

○参考人（玉置隆雄君） 選挙結果については、特に自由民主党・公明党の与党ですね。ある意味では、全面的に支持して皆さんが投票したとは、私は思いません。特に、この憲法の問題ははっきり言って安倍首相も語られなかったんですね、こんな法案を出すということはね。だから、そういう意味では、数の力でこういうものができるということを一つの土台としてつくったわけですから、出してきて当然だと思いますが、しかし、先ほどもありましたけれども、私は世論調査というのは余り信用しないんですが、大半の新聞各社も共同通信もそうですけれども、憲法改正についてはやっぱり、まだまだ反対だという人が多いわけだし、特に今国会で、そういう論議をすること、既にそういう世論があるわけですから、それに一切耳を傾けずにやるというのは非常に僕残念だと思いますし、こういうことは言っちゃあ何だと思えますが、私は与党である公明党がもっと、チェックマンとかストップ役になってくれるという期待はしておったんですね、実は。

しかし、どうもそうではなくて、行使の具体例も余り討議をしなくて賛成していくと。発足の党としては、平和の党という名前を言ってみえたと思いますが非常に残念で、私はある意味では期待しておったんですね、そういう意味では。ああ、公明党もやっぱり、与党として何らかのチェックマンになってくれるだろうというふうに思っていました、それは非常に残念ですね。

ですから、選挙で勝ったからといって憲法をなぶってもいいということではないと思うんですね。憲法をなぶるんだったら、まず国民投票をやらなあかんですよ。憲法を変えるという。それが順序だと思うんですよ。そんな解釈で改憲をしていくということは、それはどんな時の権力、いわゆる内閣はどういうふうでも変わっていくということになりますからね。それは全くおかしいと思うんですね。

ですから、幾ら自由民主党と公明党が与党として選挙で勝ったといっても、国民はこの問題について全面的に支持しておるということではないと思います。それならば国民投票、まず、僕は憲法解釈ではなくて国民投票をやるべきだと思うんですよ、憲法改正の。それでやっぱり6割ね、一人でも多ければいいわけですけど、そういうことならば、もうある意味では民意ですからね。今回の法案の提出では、民意を絶対反映していないというふうに確信しております。以上です。

○委員（勝野正規君） 憲法審査会で、国民の誰もが知ってみえるように3人の有識者の方が、学識経験者、憲法学者と言われる方が違憲だという表明をされたわけですが、これ多分、中日新聞のきょうの新聞なんですけれども、少数になるかもしれませんが、合憲派教

授3氏のコメントというのを多分読まれたと思いますけれども、こういうことについては是非があるはずなので、そちらのことについては、どう考えておられますか。

○参考人（玉置隆雄君） 憲法論については、学者の中でも賛成・反対あると思うんですよね。それはなぜだというと、私も思うんです。

憲法の第1条条文なんかを見ますと、天皇が一番最初に来るんですよね。嫌なんです、はっきり言って。主権は我々国民にあるはずですから、それは最後にきちっとあってありますけれども、そういう意味では、憲法を改正してもいいと思うんですよ、逆に言うと。これだけ私は反対しておってもね。

そういう意味では、改正論というのは、いろんな意味であると思うんです。そういう学者も、第9条がだめだとは言っていないと思うんですよね。改憲論者であっても、そういうことは言っていないと思うんです。

卑近な例ですけど、私たちも九条の会で活動はしていますけれども、第9条の賛同者の中には、別にほかの主義は違うけれども、憲法第9条だけは守りたいということで知識人の方もちゃんと入ってみえますね。そこは、日本の誇れる宝だと思うんですよ。そこを変えたり、解釈していったらもう日本の将来は、要するに平和外交は全くなくなってくると思うんですね。

今、中国や韓国とのいろいろなせめぎ合いがありますよね。それも、やはり私が思うならば、真っ先にこういう法案を出す前に韓国の大統領、中国の主席、こういう人に、安倍首相が対話をしないかと思うんですよ、真っ先に行って。対話をしてからこそ、やっぱりそういう平和外交というのは始まると思うんですね。

それをこっちで武力どんどん上げたら、それは相手国も、これは危ないぞと、こういうふうになるわけですね。ですから、中国も軍事予算をどんどん上げていますよね。だから、そういう意味では、昔からそうですけれども、武力で物事は解決できない。その一番、要するに犠牲を払ったのが日本人です。原子爆弾、水素爆弾の被害もありました。近くでは福島の原子力発電所事故もそうです。こんな国民はいないですよ。だから、そういうことも含めて、平和だったころこそ、今まで、ここにも書きましたけれども、自衛隊の人が犠牲になっていないわけですよ。

そういう意味でこの前、安倍首相は何か、何人かが殉職しているとかいうばかな話をしていましたけれども、やっぱり戦争によって一人も犠牲者が出なかったこの70年間の重みは強く感じてほしいですし、それが事実ですから、本当にこれが崩れたら、いつ戦争が始まるかわからないし、逆に言うと、こちらが出かけていければ、向こうから来るということもあり得るわけですから、本当にこれは、戦後日本の大転換の法案だというふうに私は考えていますから、私は強く反対をし、廃案をこの可児市議会としても求めていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員（勝野正規君） もう1点お聞きしたいんですけれども、例えば日本において、当然国連憲章で集団的自衛権とか個別的自衛権が認められているんだけど、憲法第9条で集団

的自衛権はやらないよとっているんですけど、ただ日本国民として、日本国として、必ずしもこれが通ったとして、戦争をやるという前提じゃなくて、抑止力というのをやっぱり中華人民共和国の台頭を含めて、朝鮮民主主義人民共和国の台頭も含めて、日本国として日米同盟、アメリカ合衆国等になるかもしれませんが、そうした抑止力の効果というのは必要じゃないでしょうか。どう思われますか。

○参考人（玉置隆雄君） 抑止力論というのが出てきた場合は、もう既に戦争が始まっているというふうに私は考えています。物すごい危険な論議だと思いますね。だって、いろんな想定はあると思いますが、日本がどこから攻められるんですか。こんな資源もない小さな国をどこが攻めるんでしょうか。戦争というのは、要は何か欲しいんですよ。資源なり、人なり。だから、日本人は優秀だから、その人が欲しいのかもしれませんが。

だから、僕はこういう抑止論というものが出たときに、それはもう既に軍事力強化、世界最大の軍事力を持つ、こういうことにつながっていくわけですから非常に危険です。それは到底許せません。私は受け入れることはできません。やっぱり、さっきも言いましたように話し合いで解決していくというのが大前提です。これがなされなかったんですよ、今までね。まずそれをやって、胸襟を開いて、だって、スポーツでは交流しているんですからね。一番交流していないのが政治家なんですよ。政治なんですよ。そこをやらずして、どんどんどんどん軍事力を高める抑止論、こんなものは問題じゃないですよ、はっきりいって。それは外交の一手段にあるかもしれませんが、それが前提では外交はうまくいかないと思います。

私は、もう少し述べていきたいと思うんですが、いろいろ調べて、砂川事件、あるいはポツダム宣言、こういうものも、本当にこの機会だから、ある意味では勉強させていただいて、安倍首相には感謝したいぐらいです。本当にポツダム宣言とよく言いますけれども、私も…

○委員長（川合敏己君） 玉置さん、質疑に対する回答ということですので、よろしく願いします。

○参考人（玉置隆雄君） はい。読みませんでしたけれども、今回読ませていただいて、本当に危険な法案だなとつくづく思っています。以上です。

○委員（勝野正規君） 何度も済みません。私も別に、日本が戦争で、多くのとうとい命をなくして、戦争をやれなんてことはこれっぽっちも思っていないけれども、日本だけ、だけじゃないですけども、一国平和主義という観点から考えた場合には、この憲法解釈をどう捉えられておられますか。

○参考人（玉置隆雄君） 一国平和主義という意味は、どういうことですか。それを質問……。質問してはいけませんか。

○委員長（川合敏己君） 勝野さん、参考人にわかるように質疑をしてください。お願いします。

○委員（勝野正規君） 済みませんでした、ちょっとわかりにくくて。

日本だけが、戦争をやれという前提じゃないので申しわけないんですけども、日本だけが、どこかでいろんな武力抗争が起きたとしても、戦争が起きたとしても、はい、知りませんよ、私は自分の国だけ平和主義でいいよということ、だから、他国に任せておけばいいよという話。当然、戦争が起きれば大きなとうとい命がなくなってくるので、日本だけが手を差し伸べずに守っていくというのをどう思われるかということをお聞きしたかっただけです。

○参考人（玉置隆雄君） わかりました。失礼しました。

以前は武力を行使はできなかったけれども、海外派兵しましたね。これは人道支援が根本です。武力行使と今度の集団的自衛権と全く違うわけですね。そういうことができるんですよ。人道支援ね。別に自衛隊が行かなくたって、人道支援はNPOでいっぱいやってますよね。そういうことを一生懸命やればいいんですよ、憲法第9条を持っている我々は。

それをやらないと、やっぱり世界でもうっというふうになると思うんですね。それは一国主義だというふうになると、いわゆるね。そうではないんです。今も自衛隊だけではなくて、もっと多くの人たちが人道支援という形で出ているわけですね。そういうことを大事にしていけば、私は一国主義にはならないというふうに思います。以上です。

○副委員長（伊藤 壽君） 請願のこの文の中で、項目として1番がありますが、この意味は、平和安全法制整備法案に反対して、一括審議はとりやめて、個別法の審議を徹底することって、審査をしっかりとやりなさいよということですか。

○参考人（玉置隆雄君） 第1番は廃案にするということ、反対するということね。

しかしながら、さっき一番最初に申しましたように、10項目一括で審議するというにもやっぱり反対すると、そういう意味では。ですから、そういう意味では審議をしっかりとっていただくという、そういう意味のこともつけ加えているということですね。2つの意味があると思っていただければいいと思います。

○委員長（川合敏己君） それでは、ほかに質疑がなければ、これにて質疑を終了したいと思います。

[挙手する者なし]

それでは、本日貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

この後、委員会におきまして自由討議をさせていただきたいと思えます。

それでは、参考人の方に関しましては退席をいただいて結構でございますので、本日は本日にありがとうございます。

○参考人（玉置隆雄君） どうもありがとうございました。

○委員長（川合敏己君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○委員長（川合敏己君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、可児市議会基本条例第12条に規定する自由討議を行いたいと思います。

それでは、意見のある委員の方はお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 自由討議なので自由に討議させていただきます。

今回の法案が、私がきょう提出しました資料では、これぞ戦争法案と、戦争法というふうに言いました。憲法審査会でもいろんな議論が出されて、これは戦争法といってもおかしくない内容だというような議論が新聞報道されておりました。

安全保障法案という名前の安全保障の話といういでたちではありますが、中身は憲法第9条に違反をして武力行使と一体化する。今度はさまざまな、これまで政府が見解と言ってきた歯どめのあるものが事実上なくなってしまって、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律も変わりますし、自衛隊法も変わるし、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の中身も強化されるということで、結局アメリカが始めようとする中身についてはあちこち行ってしまうということですね。アメリカと武力の行使については一体化をして、アメリカを地球の裏側でも後方支援をする、そういうことができるような法律にさせてしまうということで、結果として現行の憲法第9条が定めた戦力不保持、交戦権を禁止する、こうした内容に明確に違反するにもかかわらず、これは合憲であるという政府見解が繰り返し出されてくるということなので、こうなるとただの言い合いでは済まない話になりました。

先ほど述べましたけれども、いわゆる立憲主義、憲法を基軸にして日本の法律を体系化する、法の整合性、安定性を確保するという流れ、いわゆる議会制民主主義でもあるわけですが、こういう流れに明らかに矛盾したままで、大半の国民がそれちょっとおかしいんじゃないと。賛成か反対かはまず置いておいても、そういうやり方がどうもおかしいぞという声が多数を占めてきている。今になってもまだそういうことをきちんと説明しようとしないうちがある。これについて皆さんどう思われますか。こういう立憲主義とのかかわり、それから法治主義という建前からいえば、憲法が政府を縛っているのもあって、こういう異様な状態について黙って見過ごしていいのかと。我々は選挙で選ばれる政治家の端くれですから、議会、議員としては憲法遵守義務を含めて、こうした特別な公的な役割を担った人間なわけですので、そういう点からいうとどうなのかという点について、ぜひ皆さんの御意見が聞きたいということを思いまして、この問題を提起しました。

○委員長（川合敏己君） 今、伊藤委員のほうから提起がございましたけれども、この件について意見があれば御提起いただきたいと思います。なければ、そのまま次の御意見をいただきたいと思いますが。

○委員（川上文浩君） 今おっしゃったことは理解はできるんですよね。理解はできるとしても、メインはどこにあるかということになってくるんです。

メディアはそれぞれの論調で、それぞれの方法でいろんなアンケートなり意向調査ということを出して、サンプル数が2,000とか3,000とか、万の場合もありますけれども、その都度その都度出してきました。ただ、それに一々反応するのかという話になってくるということと、

今回のこの憲法論議、集団的自衛権の話に関して言うと、やはり我々も昨年からずっとこれは昇教授のもとで、昇ゼミの合間合間に話し合ってきました。憲法学者90%以上がこれは違憲だと言うだろうと。これは完全に意見書を出す前から我々も勉強して、これは実際的に情報として我々も勉強してきた中で言ってきたわけでありますけれども、その間に、やはり今の民意をどう捉えるかという部分でありますけれども、方法はメディアによるアンケート調査をどこまで信頼して物を考えていくのかということになってくるんですけれども、やはり一つ大きいところは、閣議決定した後に衆議院解散しているということですね。ここで集団的自衛権云々の問題、正確的には自由民主党のマニフェストには載っていないです。集団的自衛権行使ということでは載っていませんが、やはり日米同盟の強化とかという部分である程度のマニフェストの表現がある。そこでまた、各街頭演説ではデータというか画像も残っていますけれども、集団的自衛権には触れている部分もあるということも踏まえて、私個人的にいうともってのほかだと思いますよ。いろいろそういった部分で勉強してきた部分もあります。ただ、これは残念ながら衆議院選挙で国民に問うて、その結果が一定方向出たということも一つ念頭に入れなくてはいけない。

やはり三権分立の中で、国民は主権者として国会議員を選んで、立法府の国会をつくりましますよね。そこの中から内閣が出て行政権が出てくると。そして司法、これは方法はともかく、最高裁判所の裁判官は我々が選んでいるという方法の中で、今、仕組みが三権分立で成り立っている中の、そのところをもう少し考える必要もあるだろうというふうに思います。

ただ、今伊藤委員がおっしゃった、国民の6割、7割が反対しているんだということで民意はこうなんだと決めつけるということに関しては、多くの方々が、雰囲気は私もそうだと思いますけれども、そこに定義づけていくのはちょっとどうかというふうには思います。

○委員（伊藤健二君） 民意はどこにあるか、世論調査はどこまで肯定的に認めるかどうか、これは結論から言って議論は尽きないと思います。だけど、地方紙も含めて冒頭につけましたが、地方紙35紙が警鐘を鳴らしているという、その内容も抜き書きで徹底審議を要求しているんだという話ですよ。徹底審議をすればするほどいろんな刃こぼれだとか、ぼろが出てくるという状態が今あります。じゃあ、そういう地方紙もマスコミも大手メディアの報道もいろいろありますが、決定的なのは民意をはかる一つの方法である選挙という洗礼を受けた。そこで自由民主党が多数を占めたという話です。確かに投票率の3割前後をとっています。比例でとるか、何でとるかいろいろありますけれども、基本的には比例票で見るのが一番近い実態をあらわすと思います。そうすると、いわゆる3割弱の得票であるということですね。しかし、小選挙区制という公選法上の隘路によって、矛盾によって、民意は結果として自由民主党に多数議席、絶対多数に近い数を与えたということになります。

だから、相対多数者が多数の支持を得ている。それもアベノミクスを初めとする経済政策の一時的な効果の上がりをつまみ食いして、この道しかない、アベノミクスの道しかないといって宣伝した安倍首相が再度選任されたということになったわけであって、それは決して白紙委任ではないということです。絶対有権者の数で見るとたしか17%だったと思います。つまり二

十八、九%の自由民主党の支持率というのは有権者絶対数のどれだけを占めたかという、数の出し方でいえばね。だから、相対的に自由民主党が多数者を占めたということであって、そういう点ではリーダーシップは当然とるでありましょうが、白紙委任ではありませんので、この憲法第9条を変える、変えないの問題については、その方法論も含めてもっと徹底して国民の間に言い分を主張し、反論すべきは反論し、徹底審議を尽くすべきだというのが国民の大方の合意をなすところだというふうに思います。

そういう点で、今のやり方は極めて拙速過ぎるし、やり方が不公正だということを思います。最後にそれは憲法問題ですから、ちょっとやり方を間違えた、ごめんねでは済まない話だということで、後戻りができませんので、私どもはこの問題は命がけで徹底して、総力を挙げて反対をし、少なくともこの法案については廃案を目指すということを表明したいと思います。

○副委員長（伊藤 壽君） 先ほどの議論の中にも関連するかと思いますが、今報道等によりまして衆議院の憲法審査会で自由民主党の推薦を含む参考人の憲法学者も含めて3人全員が、これは安全保障関連法案という表現をしていますが、違憲ということを指摘していると。これに対して政府が今、集団的自衛権を可能とする安全保障関連法案について憲法に違反しないと、そういう見解を示しておると思います。

NHKの世論調査を見ても、これをどう捉えるかというのも先ほどありましたが、集団的自衛権の行使を可能にすることなどを盛り込んだ安全保障関連法案を今の国会で成立させるという政府・与党の方針については、賛成が18%、反対が37%、どちらとも言えないが37%ということ。それから、安全保障関連法案について政府は国会審議の中で十分説明しているかについては、十分に説明しているが7%、十分に説明していないが56%、どちらとも言えないが28%ということになっております。安全保障関連法案につきましては、現在国会で審議中でありまして、国会の場で十分時間をかけて、世論の動向も踏まえて慎重に審議して結論を出していただきたいというふうには思います。以上です。

○委員（亀谷 光君） それでは先回、我が委員会でのこのことについて第1次の返答、結論を出したんですね。私はそれとほぼ変わらないと思います。

今、伊藤副委員長がおっしゃったように、状況等がまだ両立している段階ですから、我が議会としてもこれを慎重にすべきだと思いますけれども、ただ国の動向がかなり状況がつぶさに変わってきますので、それを鑑みて議論すべきだと思います。伊藤健二委員は特にこういったことは精通しておられると思うんですけども、国民全体の議論につきましては、私は所属政党はありますけれども、そこの中でも異論があることも十分わかります。しかし、もう少し時間をかけてすべきだと思っていますので、今拙速にすべきではないと私は思っています。もう少し時間をかけて議論すべきだと。この憲法学者の3人のことにつきましては書いてあるとおりにかもしれませんが、もっと幅広く議論すべきだというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○委員長（川合敏己君） あと御意見ございますか。

[挙手する者なし]

そうしたら次、討論に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

討論を行う際は、まずこの採択に反対の方から討論をいただきたいと思います。

それでは、討論に移ります。

○委員（勝野正規君） 日本は戦争によって多くのとうとい命をなくしておるわけですが、憲法第9条において、国際紛争の解決に戦争は行わないよう、いわゆる武力攻撃は行わない、すなわち戦争放棄ということをお記しておいて、二度と戦争はやらないよということは決まっておりますが、今この憲法改正については国のほうで、けさ、先ほども言ったように新聞で大きく取り上げられて、国民のみんなが問題意識を多く持って、興味を持ったと思っております。

地方の可児市議会としては、やはりいま一度国の動向をもう少し慎重に見きわめる時点ではないかという考えでおりますので、現時点では本請願に対して反対という立場でお願いいたします。以上です。

○委員（伊藤健二君） 請願に対して賛成をし、ぜひとも採択をすべきとの立場から討論を行います。

今回請願人が、怒りも含めて、今度の改憲、憲法第9条をなきものにしようとする動きに対して強い思いを表現されました。これは本当にそのとおりであると私も同感するものです。

そもそも、今回ここで問題にされている安全保障法制、2つの法案は、どこから物を見ても違憲立法になる、憲法違反だということであります。ですから、この憲法違反の法律を数の力で押し通して、これを国民に押しつけようとするれば、日本の国内は平和、自衛隊にとっては戦争という事態まで引き起こされかねない、極めて重大な問題となるものであります。これはもともと政府が2014年の7月に集団的自衛権の行使を容認するという解釈改憲を行って、その後衆議院選挙という期間を経ましたけれども、日米防衛協力のための指針を17年ぶりに改悪、協定を再決定をするという情勢の中で、この集団的自衛権行使容認の中身を法制化しようとして出したものであります。ですから、これは憲法第9条第1項、2項に明確に違反をするし、その他の憲法条項、いわゆる憲法をきちんと守りなさいという憲法条項にも違反をする、遵守義務に違反するものであります。ましてや、大臣が答弁の中で戦争法ありきの発言、憲法の解釈をねじ曲げてつくろうとしている法律の目的に憲法を無理やり沿わせるというやり方にもあらわれております。

しかし、憲法は第9条で戦力不保持、交戦権の禁止、武力行使はしてはいけないと明確に書いてありますので、どこをどうねじ曲げてみても結局、その戦争法に憲法の中身が沿うはずがありません。結局、大臣はこれを撤回したということで、その事実が明らかになりました。これは立憲主義や法治国家としてのありよう、議会制民主主義、国民主権という中身に本当に真正面から逆流する流れであります。国民は国権の最高機関たる国会にその審議を委ねておりますが、国会が国民の意見、意図をしっかりと酌んで徹底的に審議をする。拙速な審議はやめ、また採決を強行するなどの議会制民主主義を壊す行為は絶対に行わせず、きつ

ちりと議論をし、憲法違反であることを明らかにした上で廃案にすべきものだと考えます。その点で、この請願は採択をするべきだと思います。

あと、この法案の中身についても請願人は反対を表明しておられます。個々に論及すればたくさんありますが、それは時間の都合もありますので、私が提出した米国言いなり9条破壊のこれぞ戦争法案というA3コピー1面に十分載っておりますので、これをぜひ皆さんは読んでいただいて、ともにこうした歯どめのない集団的自衛権の行使、そしてアメリカ軍等に対する後方支援、これによって武力行使が一体化をしていくという形での戦争参加、その他の法律の改悪等々で日本が戦後70年の歴史で保ってきた平和国家、平和主義をこんな法律を通してしまったら、もう地球の裏側で戦闘に参加をし、世界の国民から日本の平和主義に対して絶望と非難を浴びることになる、そういう点を最後に繰り返し指摘をして、ぜひともこの請願を採択することを求めたいと思います。討論は以上です。

○委員長（川合敏己君） ほかに討論ございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより請願第4号 平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案に反対する請願について採決いたします。

挙手により採決いたします。

請願第4号を採択とする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、請願第4号については、賛成少数で不採択とすべきものと決定をいたしました。

○委員長（川合敏己君） 続きまして、陳情第3号 「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。

それでは、この陳情の取り扱いについて、御意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○副委員長（伊藤 壽君） この陳情につきましては、重要性というのは認めます。しかし、今後の課題として聞きおきということにいたしてはどうかと思います。いかがでしょうか。

○委員長（川合敏己君） ただいま副委員長のほうから、聞きおきとの御意見がございましたが、これに御異議ございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、異議なしと認め、陳情第3号につきましては、委員会聞きおきとさせていただきます。

それでは、議事の都合上、午前10時35分まで休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

○委員長（川合敏己君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第40号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

なお、執行部の方に申し上げます。答弁する際には挙手をお願いいたします。委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（平田 稔君） それでは、資料番号の1番の議案書27ページをお願いいたします。あわせて資料番号4番の議案説明書の2ページをお願いいたします。

それでは、議案第40号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、地方税法等の改正に伴いまして、可児市税条例の一部を改正するものでございます。

詳しい内容につきまして税務課長から御説明いたしますので、お願いいたします。

○税務課長（大澤勇雄君） それでは、資料番号4、提出議案説明書の2ページ、議案第40号から説明をさせていただきます。

今回の市税条例の改正の概要でございますが、主な改正内容は、1つ目に、所得税における国外転出時の課税制度の創設に伴い、所要の規定を整備するものです。2番目に、旧3級品のたばこ、エコー、わかばなど6種類ありますが、特例税率を段階的に廃止していくものです。3番目に、その他地方税法等の改正に伴う条文の整理と文言の改正です。

それでは、改正内容について御説明させていただきますので、資料ナンバー1の27ページの新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

第11条第2項、市民税の納税義務者等についてですが、地方税法の改正にあわせて、法人市民税の恒久的施設に係る規定を整備するものです。

第19条第2項、所得割の課税標準は、28ページをお願いいたします。

平成27年7月1日より所得税における国外転出時の課税制度が創設されましたが、年の途中で出国した者について、当該年中に実現したキャピタルゲイン、例えば出国時に売却した株式の譲渡益に係る個人住民税については課税されないこととの公平性を踏まえると、所得税と同様の措置を講ずることが現時点では困難であるため、個人住民税の所得割の課税標準の計算においては、所得税の課税の計算の例によらないものとするものです。

続きまして、第23条の3の3第4項ですね、所得税法の改正にあわせて項ずれを改正するものです。

第27条第2項、個人の市民税の納期と第45条第2項、固定資産税の納期については、第1項にそれぞれ納期限を定めていますが、それによらない納期を定めるものです。

29ページをお願いいたします。

付則第4条の2、納期限の延長に係る延滞金の特例です。これについては、法人税の改正にあわせて項ずれを改正するものです。

30ページをお願いいたします。

付則第17条の2、たばこ税の税率の特例を廃止するもので、旧3級品の6種類の特例を廃

止します。平成31年まで段階的に引き上げられます。

付則第23条の3第1項、第2項、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例は、非課税口座について、子どもNISA等の地方税法の改正が行われました。現行のものは平成29年1月1日をもって廃止されます。

32ページをお願いいたします。

附則第1条において施行日を定めており、第2条においては所得割の課税標準、第2項においては法人市民税の納税義務者の施行日を定めております。

第3条第2項においては、付則第17条の2の廃止に伴い段階的に市町村たばこ税が引き上げられ、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで1,000本につき2,925円、平成29年4月1日から平成30年3月31日までは3,355円、平成30年から平成31年3月31日までは4,000円、平成31年4月1日以降は本則の5,262円となります。

第3条第3項において、たばこ税の申告納付の手續について、地方税法の改正に伴う読みかえを規定し、33ページにおいては、第34条第4項中段について、1,000本につき430円とあるのは、現行の2,495円の市町村たばこ税が2,925円になることにより、小売販売業者等が持つたばこについて、平成28年4月1日以降の手持ち品のたばこについて、1,000本当たり430円の手持ち課税を規定しております。

34ページ、35ページ、36ページについては、各年ごとの段階的な手持ち品の課税を規定しております。以上でございます。

○委員長（川合敏己君） これより議案第40号に対する質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 議案書27ページ、改正案の第11条第2項にアンダーラインのある部分、法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設とあるんですが、この法は何法かということと、この恒久的施設を例示していただけないでしょうか、お願いいたします。

○税務課長（大澤勇雄君） 地方税法の第292条第1項第14号の恒久的施設に掲げるものは、次に掲げるものをいいます。

イにおいて、外国法人の国内にある支店、工場、その他事業を行う一定の場所で政令に定めるもの、ロとして、外国法人の国内にある建設作業を行う場所、ハにおいて、外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のあるもの、その他これに準ずるもので政令で定めるものということでございます。

○委員長（川合敏己君） ほかに質疑ございますか。

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

討論もないようでございます。

これより議案第40号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第40号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第41号 中部圏都市開発区域の指定に伴う可児市固定資産税の不均一課税に関する条例及び農村地域工業等導入促進法に係る可児市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（平田 稔君） それでは、議案書が38ページ、議案説明書が3ページをお願いいたします。

議案第41号 中部圏都市開発区域の指定に伴う可児市固定資産税の不均一課税に関する条例及び農村地域工業等導入促進法に係る可児市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。これは、表題にあります2本の条例を廃止するものでございます。

具体的には税務課長から御説明いたしますので、お願いします。

○税務課長（大澤勇雄君） 議案第41号、38ページをお願いいたします。資料番号の1番です。

中部圏都市開発区域の指定に伴う可児市固定資産税の不均一課税に関する条例及び農村地域工業等導入促進法に係る可児市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてでございますが、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令及び農村地域工業等導入促進法に規定する資産取得に係る対処期間が終了したことに伴い、不均一課税及び免除の適用を受けることができる適用を受けるものが新たに生ずることがなくなったため、関係条文を廃止し、関係する可児市企業立地促進条例第10条の条文を削除いたします。以上でございます。

○委員長（川合敏己君） これより議案第41号に対する質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 済みません、ちょっと教えてください。

中部圏都市開発区域の指定という文言がありますが、この指定というのは、いつ、何のために、どこが指定したものでしょうか。また、その指定をするについての根拠法はどういったものなんでしょうか。

○税務課長（大澤勇雄君） 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令に基づく指定によって開発区域が指定されております。

この法については、昭和41年の7月1日に施行されております。

○委員長（川合敏己君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第41号 中部圏都市開発区域の指定に伴う可児市固定資産税の不均一課税に関する条例及び農村地域工業等導入促進法に係る可児市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第41号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第44号 可児市及び可児郡兼山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書を変更する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） それでは、議案書、資料番号の1の46ページ、議案説明書、資料番号4の4ページになります。

可児市及び可児郡兼山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書を変更する条例の制定についてでございます。制定の趣旨といたしましては、平成16年に策定いたしました新市建設計画を変更することに伴いまして、地域審議会の設置に関する事項について、旧市町村の合併の特例に関する法律に基づき、制定をするものでございます。主な制定内容といたしましては、設置期間を平成17年5月1日から平成33年3月31日までにするというものでございます。

詳細につきましては総合政策課長のほうから説明をいたします。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） それでは、本日の委員会資料の2をごらんいただきたいと思います。

可児市及び可児郡兼山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書でございます。裏側の第10条のところに、この審議会の設置期間の定めがございます。平成17年5月1日から平成27年3月31日までとなっておりますが、この終わりの期日を平成33年3月31日に改めるものでございます。

この地域審議会設置期間の延長の背景について、少し御説明をさせていただきたいと思っております。この新市建設計画につきましては、合併後の可児市のまちづくり事業などについて定めたものでございまして、平成17年5月から平成28年3月までの計画期間でございました。この建設計画に位置づけられた公共的施設の整備事業については、合併特例債を活用して進めております。東日本大震災に伴いまして、この地方債の特例に関する法律ができました。そこで、合併特例債の起債のできる年限が5年間延長されまして、可児市の場合は平成33年3月31日までとなりました。それで、この新市建設計画の計画期間を同じく平成33年3月31日まで延長することなどを、この計画の変更を予定しております。計画を変更するには兼山地域審議会の意見を聞く必要がございますので、今回、この条例により設置期間の延長をお

願います。以上です。

○委員長（川合敏己君） これより議案第44号に対する質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） この可児市兼山地域審議会を、計画を後ろへ5年延長することによってやろうということは必要のことだと認識をしておりますが、この審議会の設置期間は平成27年3月31日までとするというふうに第10条、設置期間に書いてございます。

これはまだ可決されておられませんので、現状では、設置期間が満了してしまっているので一旦設置は終了したということになるかと思うんですが、これを4月1日に遡及して施行することによって、地域審議会は引き続き存続するものという扱いになるという判断で提起されておりますでしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 引き続きの設置ということでございますが、メンバーについては、また改めて委嘱をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第44号 可児市及び可児郡兼山町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書を変更する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第44号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

それでは、お諮りいたします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任をいただきたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。

それでは、以降の協議事項につきましては、担当の部長、課長のみで協議を行いたいと思っております。担当外の部長、課長は御退席をいただいて結構でございます。

席次を変更いたしますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○委員長（川合敏己君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

3. 各部における条例の制定・改正予定または新規事業等についてを議題といたします。

まず、(1)可児市債権管理条例の制定について説明を求めます。

それでは、説明をお願いいたします。

○総務部長（平田 稔君） 現在、新規の条例といたしまして、可児市債権管理条例というものを9月議会に提案できるように、今準備をしております。そこで、本日はその概要について収納課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○収納課長（鈴木広行君） それでは、資料3の可児市債権管理条例の制定について説明させていただきます。

条例の制定につきましては、部長が申されましたように、9月議会に上程させていただく予定でございます。

初めに、債権につきましては、市税、国民健康保険税、介護保険料、市営住宅使用料、学校給食費などの金銭に係る債権の全てをいいますが、発生原因や徴収方法から強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の3種類に区分されます。

強制徴収公債権は、市税、国民健康保険税、介護保険料などが該当します。滞納が発生しますと強制徴収することができますので、預金や給料などを差し押さえて、強制的に回収することができます。

非強制徴収公債権と私債権は、児童扶養手当返還金、市営住宅使用料、学校給食費などが該当しますが、法律の後ろ盾がないため、債権回収に当たっては、民間と同じように裁判手続による強制執行が必要になります。

また、債権の時効につきましては、強制徴収公債権と非強制徴収公債権は時効になりますと債権が消滅しますので、市が徴収することも滞納者から納付することもできません。一方、私債権は、滞納者からの時効の援用がなければ債権は消滅しません。そのため、いつまでも債権を管理することになります。

可児市の債権管理の状況でございますけれども、債権管理業務は、国保年金課、高齢福祉課、学校給食センターなど、それぞれの所管課で行っております。収納課は、市税の債権管理業務を行っているほかに、各課の徴収指導を行っておりますが、債権管理に必要な知識や経験、訴訟への対応を含めた各種手続に各課ばらつきがあり、体制は十分とは言えない状況です。そのため、債権管理の適正化を図るため、債権管理条例を制定し、財源確保と市民負担の公平性を確保しようとするものでございます。

資料3に添付してあります「可児市債権管理条例（案）の制定」についての意見募集資料で、パブリックコメントを6月25日から行う予定でございます。条例の内容につきましては、パブリックコメント資料にある項目などを規定していく予定でございます。

なお、条例の施行日につきましては、平成28年1月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

○委員長（川合敏己君） それでは、ただいまの報告に対する質疑を行います。ございますで

しょうか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、以上をもって質疑を終わります。

暫時休憩、席次変更をお願いいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○委員長（川合敏己君） 続きまして、(2)総合計画後期基本計画の策定について、執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） それでは、委員会資料の4番をお願いいたします。

総合計画後期基本計画の策定についてでございます。

第四次総合計画につきましては、平成23年度から平成31年度までの9カ年の計画でございます。本年をもって前期の期間が終了いたしまして、来年度からの後期基本計画の策定を行います。

策定に関する基本的な考え方としまして、基本構想が定めてございますが、その基本構想については引き継ぎをいたしまして、図がございますが、図の左方のところで、実現化する姿というふうに枠囲いがしてございます。「“住みごこち一番”可児」、若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造、これを実現化する姿として新たに基本計画の中に位置づけたいと考えています。

それを受けまして、現在、まちづくりの基本目標の1から5というふうに横側に基本目標5つがありまして、それに対して施策がぶら下がるという格好になっておりますが、左側、縦に重点方針の1から重点方針の4、現在、可児市が進めておる4つの柱がございます。後期の基本計画においては、この基本施策を重点方針の4つを基本にして振り分けをしていく、組みかえていくというようなことを考えております。例でいきますと、例えば高齢者の安気づくりという重点方針に対して、前期ではまちづくり基本目標の1と2にかかわるもの、そこにある施策が主に重点方針の1になるというふうに考えておりますが、このようなふうで組みかえをしていきたいと考えています。

それからもう1つ、一番下に、効果的で効率的かつ持続可能な市政運営とございますが、前期には市政改革プランというものを別に定めておりましたが、それを総合計画の一部として盛り込みたいというふうに考えております。

裏へ行っていただきまして、今御説明しましたことが②、③のことでございます。

計画期間ですが、平成28年度から平成31年度までの4年でございます。

策定体制としては、総合計画審議会を設けまして、審議等を行っていただきます。

スケジュールといたしましては、7月に審議会に諮問いたしまして、その後、審議をいただきます。1月にパブリックコメント、3月に答申を受けて決定ということで、議会には総合計画の骨子案、パブリックコメントの案などを御説明させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） ちょっと教えてください。

この総合計画は、市長任期に合わせて8年を4年単位で、前期・後期に分けてやるということで進んできたと思うんですが、市長任期からすると1年遅くないかなあと思うんですけども、そういうことはないですか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 見直しの期間をとるということで、11月から任期が始まりますけど、それから1年と4カ月、5カ月ぐらいを見直し期間として、次の4年をセットするというような考え方で期間の設定がされていまして。以上です。

〔発言する者あり〕

○委員（伊藤健二君） 前、総合計画審議会委員をやっていたので。

全体は9年計画でしょう。今、川上委員は4年・4年と言って、合計8年のような話をしたんだけど、あなた、特に修正もしなかったけど、5年と4年で来ておるんでしょう。5年目のことしに次の後期計画の見直しをスタートしてという意味ですよ。1年ずれているんじゃないんですか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 失礼しました。第四次総合計画については、市長任期の4年に合わせるために基本を4年にしていくんですが、経過措置的に5年という期間が前期に生まれています。今後については、そのときの首長の判断によると思いますけれども、4年を基本の期間として、総合計画をつくる場合にはそういう形でいくと思います。以上です。

○委員長（川合敏己君） ほかに質疑はございますか。

○委員（伊藤健二君） こだわって聞きますけど、総合計画は最上位計画という位置づけがはっきりしておいて、これは議会議決が必要な事項であります。それに対して、それは総合計画の概要について、過去、議会議決をした経過がありますけど、これについての期間についてはどういうことを決定していますか。個別的にその都度、9年だったり、8年だったり、あるいは10年だったりというのを決めるという考えですか。それとも、今、前期4年・後期4年で4年・4年でやっていくというようなことがどうも方式化されたかのように受けとめられましたけど、そういうことを本当に決めたいんですか。企画部長、どうなっているんですか、そこは。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 今、委員がおっしゃったのは、地方自治法に基づいて基本構想を議決するということになるかと思います。これまでは、基本構想ということで計画期間を含めて議決をいただいたというものでございます。地方自治法は改正になりまして、こういった基本構想、従来の基本構想を定めるという義務がなくなりましたので、今後、総合計画をつくらない自治体も出てくるかと思いますが、いずれにしても、計画期間も含めて基本構想として定めてきておるということでございます。

○委員長（川合敏己君） ほかに質疑はございますか。

[挙手する者なし]

それでは、以上をもって質疑を終了いたします。

続いて、(3) 可児市人口ビジョン及び可児市総合戦略の策定についてを議題といたします。
執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 委員会資料の5番をお願いいたします。

可児市人口ビジョン及び可児市総合戦略の策定についてでございます。

策定の背景でございますが、少子・高齢化への対応、それから人口減少に歯どめをかける、また住みよい地域をつくって活力ある社会を維持していくということで、まち・ひと・しごと創生法が制定をされております。その中で、地方自治体においても人口ビジョン、総合戦略をつくるということが努力義務として規定をしております。

本市としましては、それを受けて人口ビジョン、総合戦略を策定していくということでございまして、策定の内容としましては、人口ビジョンは平成27年、2060年までの人口を推計し、人口の展望をしていくというもの、総合戦略につきましては平成27年度から平成31年度までの5カ年のもので、目標ですとか施策などを決めていくというものでございます。

この総合戦略の方向性でございますが、国の総合戦略では、雇用、それから地方への新しい人の流れ、それから結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくるといったような4本の柱でございます。そういったことも勘案しながら進めていくということですが、基本的な方向性として考えておりますのは、本市の地域資源を活用しながらまちの魅力を高め、住みごこちのよさを向上していくことで人口減少に歯どめをかけていく、そういったことを方向性とし、目標としましては、現在の市政運営の4つの柱を踏まえまして、誇りと愛着を育む、出産・子育ての希望をかなえる、働く場所をつくる、暮らしを守るなどを検討していきたいというふうに考えております。

裏へ参りまして、策定体制ですが、学識経験者や市民、産業界など、関係の方で構成する推進会議を設けて、協議を行っていただきます。

スケジュールにつきましては、推進会議での協議は7月から始めまして、10月に人口ビジョンと総合戦略を策定したいというふうに考えております。戦略等の骨子や案の説明についても議会のほうにさせていただく予定でございます。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

[挙手する者なし]

それでは、質疑もないようでございますので、以上をもって質疑を終了といたします。

続いて、(4) 新可児市まちづくりビジョン（新市建設計画）の改定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 委員会資料の6番をお願いします。

新可児市まちづくりビジョン（新市建設計画）の改定について。

先ほどの条例の制定と関連がございますが、先ほども若干申しましたので簡単に説明させていただきます。

この計画は平成28年3月までのものがございますが、計画期間を5年間延長して、新たに必要なまちづくりの施策や事業を位置づけていくというものでございます。

4番の見直しのスケジュールですが、9月に兼山地域審議会に諮問をいたしまして、平成28年1月にパブリックコメント、2月に審議会の答申を経て、3月には市議会の議決をお願いしたいというものでございます。パブリックコメントの説明などはまた平成27年12月にさせていただく予定でございます。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

[挙手する者なし]

それでは、質疑を終了いたします。

続いて、(5)平成27年国勢調査の実施についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 委員会資料の7番をお願いいたします。

平成27年国勢調査の実施ということで、国勢調査は、御案内のように5年に1度実施される非常に大規模で重要な調査でございます。本年10月1日をもって調査をされます。今回の調査については、調査項目として、世帯員に関する事項と世帯に関する事項と、そこに記載してあるとおりのことでございます。

特に大きな前回の調査との違いですが、新たな取り組みとしまして、インターネットを利用した調査が行われます。その下の図にありますように、オンライン回答、インターネットで回答できるような個別の番号、IDを各世帯にお配りしまして、9月10日からパソコンやスマートフォンからオンラインで回答していただくと、このことが新しい取り組みでございます。オンラインで回答していただいた方には、その後の紙の調査票の配付はございません。オンライン回答のなかった世帯、下側ですが、その世帯にのみ紙の調査票を配付して、紙での調査を行うといったものでございます。

裏側には調査の流れ、今、図で御説明しましたようなことが載っております。

今回の調査の指導員・調査員は、約460人の体制で進めてまいります。以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

これより質疑を。

○委員（伊藤健二君） オンライン化をして合理化しようというわけですが、回答用IDなどが配付される、これもオンラインでやるのか、手法について説明してください。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） オンライン用のIDは、各世帯に調査員が伺いまして、お渡しをいたします。以上です。

○委員（伊藤健二君） 希望します、希望しませんというやつを、まず1回アンケートでもとるわけですか。

○総合政策課長（瀨瀬新吾君） アンケートはとりませんでして、このIDを各世帯に配りますが、実際にオンラインで回答するかどうかは各世帯の選択でございます。回答されなかったところに、後日改めて紙の調査票を配付するといった流れでございます。以上です。

○委員長（川合敏己君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続きまして、報告第6号、可児市土地開発公社についての執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（瀨瀬新吾君） それでは、資料番号8、平成26年度可児市土地開発公社事業報告及び決算書をお願いいたします。

1 ページをごらんください。

まず平成26年度の土地開発公社の事業報告でございます。

1の事業概要といたしまして、可児市からの委託を受けまして、公有地取得事業として、可児駅前線整備事業用地、土田渡多目的広場整備事業（仮称）用地、可児駅西口広場整備事業用地の取得を行いました。また、公有地処分事業として、市道5398号線、今渡地内でございますが、その整備事業の用地の引き渡しを行いました。

2の事業の執行状況でございます。

可児駅前線整備事業用地につきましては、3筆、330.96平方メートルを、補償費を含め8,347万1,951円で、土田渡多目的広場整備事業用地につきましては、89筆、2万5,004.01平方メートルを、諸経費等を含めまして9,875万7,438円で、可児駅西口広場整備事業用地につきましては、1筆、80.67平方メートルを、諸経費込みで390万5,493円で取得をいたしました。また、市道5398号線の整備事業用地、15筆、1227.7平方メートルについては、2,811万5,851円で可児市に引き渡しをいたしました。

財務の状況でございます。

収益的収入としまして、事業収益が2,811万5,851円、事業外収益として、受取利息16万7,131円を収入し、収入合計は2,828万2,982円でございます。

支出につきましては、事業原価2,811万5,851円、販売費及び一般管理費5万5,424円で、支出の合計は2,817万1,275円となりまして、当期の純利益は11万1,707円でございます。

業務活動資金につきましては、金融機関からの借入金はございません。余裕金の2億9,500万円については、東濃信用金庫へ定期預金として運用しております。

2ページへお願いします。

監査の実施状況ですが、平成25年度の事業報告と決算の監査を平成26年4月23日に行っております。

5の一般庶務事項でございます。

1つ目、役員の任命等でございますが、平成26年4月1日付で、理事2人の任命と理事長の選任を行っております。また、平成27年3月31日付で、理事長、理事、監事、計5人が辞任をいたしております。

職員の人事異動でございますが、平成26年4月1日付で人事異動を行っています。

3番目の理事会・役員会の開催でございますが、3回開催しておりまして、5月には平成25年度の事業報告と決算の承認、11月には平成26年度の事業計画の変更、補正予算の承認、3月には平成27年度の事業計画と予算の承認を行っています。

続きまして決算報告ですが、3ページをお願いします。

収入といたしまして、事業収益は公有地取得事業収益でございます。金額は先ほど申し上げたとおりです。事業外収益の受取利息も同様でございます。

支出につきましても、公有地の取得原価、それから販売費及び一般管理費も先ほど御説明をいたしました。

4ページに参りまして、資本的収入はございません。

支出につきましては、公有地の取得事業費として、決算額は1億6,580万2,482円でございます。不用額は2億3,000万円余りございますが、主な理由としましては、交渉中で契約に至っていない、あるいは移転待ち等による後払い金、未払いというものでございます。

続きまして、5ページの損益計算書でございます。

これも、金額といたしましては先ほど説明したものでございまして、一番下のところ、差し引きの11万1,707円が当期の純利益でございます。

続きまして、6ページをお願いします。

平成26年度の貸借対照表でございます。

左側の資産の部ですが、流動資産として現金及び預金が3億7,720万4,760円、代行用地、これは土地の保有分でございますが、9億4,693万3,118円、流動資産の合計は13億2,413万7,878円でございます。

その下の2. 固定資産でございますが、長期性預金は基本財産の500万円でございます。

以上、資産の合計として、左下の13億2,913万7,878円でございます。

右側に参りまして、負債の部です。

流動負債は、未払金、これは駅前線の後払金ですが、2,408万円でございます。

その下、資本の部でございます。

資本金として、基本財産の500万円、準備金でございますが、前期平成25年度からの繰越準備金が12億9,994万6,171円、当期の純利益が11万1,707円ということで、資本の合計が13億505万7,878円、負債資本の合計は資産の合計と同額でございます。

7ページでございます。

財産目録ですが、資産の部、負債の部、いずれも6ページの貸借対照表の額と同じでございまして、一番右下の正味財産は13億505万7,878円でございます。

8ページのキャッシュフロー計算書ですが、資金の増減でございます。一番右側の枠の平成26年度中の動きも先ほど御説明しておる数字と同じでございます。現金預金の期末残高は、一番右下の3億7,720万4,760円でございます。

9ページ以降は、附属の資料でございます。

9ページは平成26年度の公有地の取得状況や処分状況の明細、10ページは保有しておる土地の明細でございます。11ページが代行用地の明細、12ページは資本金や現金預金残高の明細となっております。

最終ページには平成26年度の事業報告と決算の監査報告についての報告が載っております。続きまして、議案書のナンバー9の平成27年度の事業計画と予算書について、御説明をいたします。

まず1ページの事業計画でございます。

公有地の取得事業については7件ございます。

まず市道112号線、これは土田地内のKYB東工場の付近の道路でございますが、その改良事業の用地として324平方メートル、1億6,163万6,000円、補償費を含んでおります。

2番目として、土田渡多目的広場整備事業の用地として2,302平方メートル、測量費等を含めまして1,228万5,000円。

3番目、市道6012号線、これは多目的広場の進入道路でございます。この用地として3,095平方メートル、1,176万1,000円。

4番目、可児駅前線の整備事業でございますが、建物補償費等の未払金2,478万円。

5番目として、岐阜県総合教育センター可児分室跡地整備事業、これは運動公園に隣接しておる県有地でございます。面積が5万2,446平方メートル、建物費用を含めて2億円。

6番目、市道2211号線、これは緑ヶ丘から中部中へ向かう市道でございます。538平方メートル、1,650万円。

市道34号線、これは下切から羽崎を結ぶ市道でございますが、平牧地内で563平方メートル、650万円。

合計で、5万9,268平方メートル、4億3,346万2,000円でございます。

公有地の処分としては3件でございます。

可児駅周辺整備事業として、4,690平方メートル、5億8,982万5,000円。

可児駅前線整備事業としまして、331平方メートル、補償費を含めまして8,347万2,000円。

可児駅西口広場整備事業、81平方メートルは、測量費を含めまして390万5,000円。

合計で、5,102平方メートル、6億7,720万2,000円でございます。

2ページから6ページにつきましては今御説明しました事業計画と同内容の説明でございますので、7ページへお願いをいたします。

7ページにつきましては、平成28年3月31日の予定の貸借対照表でございます。先ほどの事業を行った結果の年度末の資産等の予定でございます。

8ページ、9ページにつきましては、平成27年3月31日の見込みで作成したものでございますが、先ほどの平成26年度の決算で報告した金額が確定したものでございます。

説明は以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

これより質疑を行いたいと思います。

○委員（伊藤健二君） 土田渡多目的広場、仮称ですが、平成27年度事業計画としては1,200万円程度の事業予定とされておりますが、ただ面積は2,302平方メートルということですが、先般ちょっと話題になった議会議決との関係では、個別に年度ごとにやる事業について提起、報告をさせて、担当課から該当する市議会への説明、提起をしていくという、そういう段取りになりますか。それとも、この土地開発公社の全体から見ると、89筆で2万5,000平方メートル、9,875万円余の金額で、大変大きな金額ですよ。これはもう議会議決は済んでいましたか、この全体については。していなかったという気がしますけど、今後の予定はどういうふうになるのでしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 財産の取得に伴います議決につきましては、土地開発公社から可児市に引き渡す前に議決というような予定でございます。

○委員長（川合敏己君） そのほかに質疑はございますか。

[挙手する者なし]

では、以上をもって質疑を終わります。

それでは、席次変更もございます。暫時休憩といたします。ありがとうございました。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

○委員長（川合敏己君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

それでは、ただいまから委員会質疑に移ります。

平成26年から御嵩町内の垂炭鉱跡での防災対策にかかわり県予算下で44億の埋め戻し対策がやられている。この件で研究、検討会が行われていると聞かすが、議論の内容と「可児市担当委員会」の対応について報告を求めるを議題といたします。

伊藤健二委員の通告の説明を求めます。

○委員（伊藤健二君） 協議題、委員会質疑(1)に書いてあるとおりでございますが、今、委員長がそのまま読まれましたので、こういうことでございます。説明をお願いいたします。

○委員長（川合敏己君） 執行部の答弁を求めます。

○観光経済部長（牛江 宏君） それでは、伊藤委員のほうから質疑をいただいておりますのでお答えしますが、基本的には別紙で資料としてまとめさせていただきましたので、そちらのほうについては産業振興課長のほうから説明いたしますので、よろしく申し上げます。

○産業振興課長（桜井孝治君） 垂炭鉱跡での防災対策にかかわり、県において研究会が設置されましたので、その概要を御報告いたします。

資料ナンバー8、A4、1枚ものの資料をお願いいたします。

研究会の名称は、南海トラフ巨大地震垂炭鉱跡防災モデル事業活用研究会と申します。

設置の背景といたしましては、垂炭鉱廃坑の陥没被害の際には、特定鉱害復旧事業等基金を活用して事後的に復旧工事を行っているものの、同基金は建物とか道路の復旧以外には充たできず、また事前の予防的な防災工事には活用できないという現状がございました。

現在、御嵩町において、南海トラフ巨大地震に備える予防対策という位置づけにより、国のモデル事業として初めて垂炭鉱廃坑の予防的工事を行っております。

このモデル期間としましては、平成26年から平成28年度、3年計画の2年目が始まったところでございます。モデル事業用の基金は約44億4,000万円でございます。

こうした状況の中、モデル事業が平成28年までという期限がついておりますので、今後の垂炭鉱廃坑対策等を検討するという目的で研究会が設置されました。委員につきましては有識者、地震防災、岩盤工学、土質力学専門の大学教授などで5名、それから県及び関連市町、中津川、瑞浪、可児、御嵩の担当課長職で7名から成っており、事務局は県の商工労働部垂炭鉱廃坑対策室がっております。

今年度行う事業は大きく2点でございます。

1点は、廃坑内の実態を把握するための調査。地盤の厚さ、地下の空洞の形状をカメラとか超音波などで立体的に調査をするという目的でございます。その際の役割分担としましては、市は、調査希望箇所の提案、それからボーリング、この費用は市で負担、対応ということになります。県においては、地質調査会社に委託しまして、市が掘った穴の内部調査、施工箇所は数カ所を想定しております。

それから2点目は、過去に垂炭鉱のあった地区や陥没の被害歴、これを現在は各市町でそれぞれ管理をしておりますが、それを地図情報システムに集約するという、この2点でございます。

県の予算額につきましては、1と2合わせて1,000万円です。

スケジュールにつきましては、先週6月2日に第1回の研究会が行われました。ここでは、委員などが一堂に会する初めての会でしたので、前半の部分は、事務局より研究会設置の目的、委員の紹介、設置要綱などを説明。後半は、調査の工法について協議題としましたが、有識者の意見交換にとどまり、結論は出ませんでした。今後は事務局を中心に小グループでの個別協議が進められ、第2回は9月下旬ごろ中間報告、第3回は年度末の2月ごろ開催し、本年度の取りまとめが行われる予定でございます。

また、この研究会を進めるに当たって、可児市担当委員会の設置予定はございませんが、市の対応としましては、事務局の県が有識者との協議を経てどんな工法で進めていくのかを注視していくものの、その間に市内でできること、掘るとした場合どこを掘ると効果があるのか、また市が負担するボーリング経費、約100万円以上かかると想定しておりますが、この経費の費用対効果などを関連部署と平行して調べていきたいと考えております。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。説明をいただきました。

では、これより質疑を行いたいと思います。

○委員（伊藤健二君） いろいろと詳しくありがとうございました。

お尋ねしたいのは、市は関連する部局と相談をしながら考えていくということですが、まず可児市としては調査をするべき場所があると考えているのか、そうしたところについては

まだ把握していないのか、あるいはそういうのを住民等から把握調査をしていくという立場になっているのかどうなのか、その点についていかがでしょうか。

○産業振興課長（桜井孝治君） そこも含めてですけど、関連の建設部門、防災部門、予算が絡みますので財政部門、これから検討していくところでございます。

○委員（伊藤健二君） 基本的には、いつまでに検討をして答えを出しますか。

○産業振興課長（桜井孝治君） 1つは9月に第2回が行われますので、そこが1つのめどになると考えております。

○委員長（川合敏己君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

以上で委員会質疑を終了いたします。

続きまして、5. 報告事項、花フェスタ2015ぎふ、現状報告についてを議題といたします。ただいまお手元のほうに資料を配付させていただきます。

〔資料配付〕

それでは、執行部の説明を求めます。

○観光経済部長（牛江 宏君） 花フェスタ2015ぎふにつきましては、議員の皆様にもいろいろな場面で御出席等いただきましてありがとうございます。

現時点で、報告というより中間状況ということで、お手元のほうに入場者の状況をお配りしたところでございます。

そちらのほうをまず説明させていただきますと、5月16日の今回のイベントのスタートからということですが、累計入場者数、きのうまでですが、34万3,368人でございます。日平均にしますと1万3,000人ちょっとですが、ちょっと今週に入りまして平日が少なくなってきております。雨の日もありますのでなかなか伸びない中、平均ですとだんだんこれから下がっていくのかなあというところでございます。最高入場者日につきましては、可児市ウイーク初日、ナイトローズで花火もございましたが、5月30日が3万5,475人ということで、事務局というか、実行委員会サイドでは、花火だけで1万人ぐらいは入ったであろうというときがありましたので、この日が最高日となっておりますが、見ていただいてわかりますように、ナイトローズがなしでも5月23、24日が3万人超えということでございましたので、花のピークに合わせて人のピークもあったのかなあということがうかがえるというところでございます。

これが今までの状況でございますが、あと10日余りでございますが、ナイトローズがあと5日間ございます。ちょっと週末のナイトローズの入場については心配でございますが、PRを継続して進めておりますし、最終日21日には、最初午後3時ぐらいからのフィナーレでございましたが、午後7時から閉幕式、その前にはアトラクションも含めまして盛大にまた行うというようなことで実行委員会からお知らせをいただいておりますし、この日につきましては、新聞等でも出ておりますように、花火を再度行うというようなこともございますので、また皆様方にも足を運んでいただきたいと思います。

これらにつきましては、今申し上げましたように入場者数の報告だけでございますが、終わった後には、しっかり可児市ウイークの成果、それから全体を見た成果についてはお知らせをするということになりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。現況について、御報告をいただきました。質疑があればお願いします。よろしいですね。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

それでは、以降は委員のみで協議をいたしますので、執行部の皆さんは御退席をお願いいたします。ありがとうございます。

じゃあ、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時40分

○委員長（川合敏己君） それでは、議会基本条例の第11条第3項によりまして、常任委員会の改選が行われるときは、所管事務調査及び政策提案の内容を取りまとめまして次の委員会へ引き継がなければならないと定めております。また、今回は改選期となりますので、次期議会の引き継ぎともなります。

それでは、この件につきまして、どういったことを引き継いでいったらいいかということで、皆さんからの御意見をいただきたいと思っております。

御意見のある方、お願いいたします。

○副委員長（伊藤 壽君） 昨年の引き継ぎ事項で、議会報告会で出ていました農業関係、イノシシの問題、猟友会とのこと、それから日本ライン議長協議会ですか、余り開催がないというような話もお聞きしていますが、含めて観光協会の件ですね。それから出資法人の取り扱い、参考人として来ていただいておりますけど、出資比率が50%を切っている、報告義務が生じないというところですが、そういった3つの点を含めまして、今後、懇談会等を開催してより率直な意見交換をしていくような形にとっていかれたら、もっと前向きに進められるんじゃないかなあというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

今3点出まして、まず久々利の議会報告会のほうでイノシシ問題で困っているということで、本来ですと猟友会の方々と、一旦団体の方と懇談をしてということだったんですが、今回、委員会のほうではいろいろと拠点施設の部分であったりとか、あとはファシリティーマネジメントの件についてちょっと時間を割いておりましたものですから、実際、時間がとれませんでした。ですので、こういった猟友会を含めた各種団体の方々と懇談会というものをぜひ積極的にやっていただきたいということを提言として申し上げるということ。

それと2つ目に、日本ライン議長協議会の件について。

この点について、川上委員、お願いします。

○委員（川上文浩君） 日本ライン議長会がありまして、これは歴史が深い議長会ということで、各務原、美濃加茂、犬山、可児、そして坂祝という構成でやっているんですけども、広域の観光事業について今後練っていきましょうということでもありますので、それについて年に1度日本ライン議長会が開かれることになっておりますので、そこで観光について今後どのように進めていったらいいのかというのを各議会で取りまとめて、前回は可児が幹事市でしたけど、次は犬山市が今やっておりますので、そこにいろんなことを集約して、今、木曾川流域の観光パンフレットなんかをつくっていますけれども、これを今休止している日本ラインの首長が入った会がある、これはもう休止しておりますので、そこは全く関係のない部分であります、議長会は。それを首長もちょっと入れて取り組んでやっていったらどうかということで、議長会のほうでは今話が進んでいておりますので、個別に、可児市としてどのような広域観光というものをやっていくのかということをやっと委員会のほうで出させていただくと、来年の多分2月に開催される予定ですので、そこまでは意見をちょっとまとめていただければというふうに思います。

○委員長（川合敏己君） その取りまとめに当たりまして、観光協会の役員の方、並びに新しく今回部隊もできましたので、執行部の中に、そこでいろいろな考え方を聞いた後に委員会として意見を取りまとめて行ってほしいということでございます。

3点目は、出資法人の説明会をいただいているんですけども、50%を切る出資法人に関しましては、特に法的な説明の義務がございません。ただ参考人として来ていただいて、また説明の後に議員から質疑を受けるというようなちょっとかたいやり方をしておりますので、もう少し各種団体の一つとして来ていただいて意見交換ができるような、そういうふうにしていかれたらどうかなあというような意見でございました。

この点についてどうでございますか、今、3点出ましたけれども。

○委員（伊藤健二君） 出資法人は、たまたま総務企画が多いのかもしれないけど、教育福祉も建設市民でもあり得ますよね。だから、50%以下の出資法人をどう扱うかという議論は、もうちょっと多面的にやっていただいたらどうかという点を考えるのと、私個人としては、50%以下でも、やっぱり我々の出資とは関係なしに、それぞれの民間団体で任意の団体が任意の目的に沿ってやるというのはちょっと趣旨も違うので、義務がないからといって消極的に考える必要はないと思っています。

だから、我々が仕事が多過ぎちゃってもう手も出ないのに、出資法人だからともあれ委員会の中に来てもらってやれということではないということは申し添えますけど、ただちょっと性格が違う部分はより分けをしつつ、そこまでやる必要ないよという総意であるなら、懇談というレベルでもいいかなあとは思いますが。

○委員（川上文浩君） 今おっしゃるように、参考人招致して委員会の中で協議していくのか、それとも懇談会という位置づけでざっくりばらんに意見交換していくのかということは、どちらか選択するというところで、やはり出資法人に関しては何らかのアプローチをしていくという形はなくさないほうがいいと思います。それは、50%を切ろうがどうしても、一応公的

資金が入っている部分に関してはやはりやっていくべきだというふうに思います。

○委員長（川合敏己君）　そうですね。この各種団体との意見交換をというような形でやりたいというのは、前向きな気持ちで、そのほうが意見がより活発に出るんじゃないかということでの提案でしたので、そういったものを踏まえて次期議会のほうに引き継ぎを行っていきたいと思っております。

ほかにございますか。

○委員（川上文浩君）　まず1点は、この4年で大きく所管がえがあったものですから、本来我々がずうっと総務企画で見てきた公共交通などが建設市民のほうに移行してまだ数カ月とかですね。名鉄も建設市民のほうに移行してまだ数カ月とかといろいろあるものですから、その辺のところはしっかりと、この4年のところを総括した上で、次の議会は所管委員会でもっとしっかりとやっていただきたいということでありまして、いろいろとちょっとこの4月で動いていますので、そこのところはやはり歴史をしっかりと踏まえて活動してもらいたいという点が1点。

それと、やはりきょうも出ていますけれども、総合戦略に関しては議会も、ここでも議会に報告しながらということになっていますけれども、議会としても総務企画で積極的に情報を収集するなり、傍聴するなりということは必要であろうというふうに思いますし、我々は議会としても総合戦略にかかわっていくということは非常に重要なことであって、決してお任せにしないようにということをやはり申し送っていただきたいと。

○委員長（川合敏己君）　はい、わかりました。

じゃあ、この取りまとめに関しては、委員長・副委員長に御一任をいただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

またそこで取りまとめた引き継ぎ事項につきましては、6月19日に開催されます議会運営委員会、こちらのほうで報告をさせていただきます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、以上で本件の案件は全て終了といたします。

これにて総務企画委員会を終了してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、これで総務企画委員会を閉会いたします。長時間大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会　午前11時50分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年6月11日

可児市総務企画委員会委員長